

平成 30 年 1 月 31 日  
水 産 庁

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」第 3 の 2 (1) に基づく第 3 管理期間の超過量に係る公表について

沖合漁業（大臣管理漁業）の第 3 管理期間（\*1）が終了しましたので、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」第 3 の 2 (1)（\*2）に基づく第 3 管理期間の超過量について以下のとおり公表します。

（\*1）第 3 管理期間：沖合漁業は平成 29 年 1 月から 12 月まで。

（\*2）海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」第 3 の 2 (1)：第 3 管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第 3 管理期間終了後 1 か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第 4 管理期間の漁獲可能量は当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。

| 第1種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類(注)                   | 数量     |
|-------------|-------------------------------|--------|
| 小型魚         | 大中型まき網漁業                      | 0トン    |
|             | 近海かつお・まぐろ漁業及び<br>遠洋かつお・まぐろ漁業  | 23.1トン |
|             | 東シナ海等かじき等流し網漁<br>業及びかじき等流し網漁業 | 0.2トン  |

(注) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令(昭和 38 年政令第 6 号)第 1 項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成 6 年農林水産省令第 54 号。以下「特定大臣許可省令」という。)第 1 条第 1 項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第 14 条の規定により特定大臣許可省令第 3 条第 1 項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

### (参考)

第 4 管理期間における指定漁業等の種類別に定める数量は、当該超過量を差し引いた量となります。変更後の当該数量は以下のとおりです。

| 第1種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類                      | 変更後の数量            |
|-------------|-------------------------------|-------------------|
| 小型魚         | 大中型まき網漁業                      | 1,500トン<br>(変更なし) |
|             | 近海かつお・まぐろ漁業及び<br>遠洋かつお・まぐろ漁業  | 38.9トン            |
|             | 東シナ海等かじき等流し網漁<br>業及びかじき等流し網漁業 | 43.8トン            |